

簡易入札（見積競争） 公告

1. 簡易入札（見積競争）に付する事項
キャビ水槽エアコンダクト撤去工事
2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - ② 簡易入札時において、国土交通省から指名停止処分を受けていない者であること。
 - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、官公庁、独立行政法人及び教育・研究機関等における本件に類する履行実績を有し、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 契約条項を示す場所
〒181-0004 東京都三鷹市新川6-38-1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係
T E L 0422-41-3489
F A X 0422-41-3242
M a i l kani_keiyaku@m.mpat.go.jp
4. 簡易入札説明会を開催の有無 無
5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書の配付場所
説明事項はHP掲載、仕様書は添付ファイルのとおり
6. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付
質問は、文書（書式自由。ただし、A4版とする。）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、F A X、M a i l のいずれの方法でも可能とする。
ただし、F A Xの場合は着信を確認すること。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びF A X番号、電子メールアドレスを併記すること。
 - ① 担当部署 3. と同じ
 - ② 質問の受付期間
令和 7 年 10 月 29 日（水） 10 時 00 分 から
令和 7 年 10 月 31 日（金） 16 時 00 分 まで
（持参の場合は、期間中の土・日・祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで）
7. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限（※必ず見積書の原紙を提出すること）
提出方法：簡易入札執行に関する説明事項による。
提出先：3. と同じ
提出期限： 令和 7 年 11 月 4 日（火） 12 時 00 分 まで
なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。
8. 簡易入札保証金に関する事項
免除
9. 見積書の無効
本公告2. に示した競争参加資格の無い者が提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。
10. その他
 - ① 契約保証金に関する事項 免除
 - ② 見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から見積書の提出を求め、再度の見積競争を要する。
再度の見積競争をもっても予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から、見積書を再々度の提出を求めることがある。
 - ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

令和 7 年 10 月 28 日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 海上技術安全研究所長 平田 宏一（公印省略）

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

別 紙 様 式

仕 様 書

1. 件名及び数量

キャビテーション水槽エアコンダクト 撤去工事 1 式

2. 概要

キャビテーション水槽で使用しているエアコンダクトの撤去を行う。

3. 仕様

図 1 に撤去対象となるエアコンダクトを示す。エアコンダクトのうち、保温材およびパッキン類にアスベスト(レベル 2)が含まれているため、隔離養生を行った上、分割切断を行い、廃棄処分を行う。

撤去対象概要：

- ・エアコンダクト(レベル 2 ダクト保温材 400×500mm, 延べ 10m)
- ・ダクトパッキン 7 か所 (1500mm ピッチ)
- ・エアコンダクト接続部 (図 2)

撤去工事について、以下の仕様を満たすこと。

① 養生

- ・撤去時の飛散防止のためにダクト周辺の隔離養生を行うこと
- ・養生内は負圧処理を行い、飛散防止を行うこと

② 撤去

- ・エアコンダクトは分割切断し、撤去を行うこと。その際吹付などで飛散防止すること
- ・既存エアコン上部のチャンバー(図 2)、チャンバー接続部(図 3)を撤去すること
- ・ダクト固定用の金属金具(アングル, 図 4)も同時に撤去を行うこと

③ 処理

- ・分割撤去した各部について、適切なアスベストの産業廃棄物処理を行うこと

4. 法令要項

- ・アスベスト含有建材（レベル 2）に関し、本仕様書に記載無き事項については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和 3 年 3 月，令和 7 年訂正事項反映版）」に基づき、作業を行うこと
- ・発生する有害物質等の廃棄処理は以下の通りとする
 - ① 有害物質等（アスベスト含む）取り扱い作業者の保護のための法的規制を遵守すること
 - ② 作業中、環境への有害物質漏洩を防ぐよう努めること
 - ③ 本工事で法規制されている有害物質を含む部材は関係法令に則り、適正な処理を行うこと
- ・作業前に作業範囲内に養生（ビニールシート等）を行い、粉塵等が作業範囲以外に飛散しないようにすること
- ・作業中はカラーコーン等で囲い、関係者以外立ち入らせないようにすること

5. 納期

令和 7 年 11 月 28 日

6. 納品物

(1) 工事完了報告書(写真付き) 1 部

7. 工事場所

〒181-0004 東京都三鷹市新川 6-38-1 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所 大型キャビテーション水槽

8. 監督

監督職員が必要と認める事項について適宜監督を行う。

監督職員： 流体設計系水槽試験技術グループ 澤田祐希

9. 検査

完了時に、検査職員が仕様に基づき検査を行う

10. 保証

施工完了後、1 年間を保証期間とし、当所の責によらない不具合については無償で修理する。

11. 一般摘要事項

- (1) 工事順序・方法及び実施期間等については、監督職員と協議の上、承認を得ること。
- (2) 工事に伴い発生した廃材等は所外に搬出し、関係法令等に従い適切に処分すること。
- (3) 既存構造物等を破損及び汚損した場合には、請負者の責任において原状に復すること。

12. その他

- ・ 本仕様書について疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、当所の指示に従うこと



図1 エアコンダクト全体



図2 既存エアコン上部のチャンバー



図3 既存エアコン上部のチャンバー接続部



図 4 ダクト固定用アンクル